

日栄発 第 29・25・1

平成 29 年 5 月 1 日

各都道府県栄養士会会長 様

公益社団法人日本栄養士会

代表理事会長 小松 龍史

(公印省略)

認定管理栄養士・認定栄養士の認定証（カード）の発行について

標記につきまして、第 1 回「認定管理栄養士・認定栄養士の認定にかかる審査」において合格された皆様には、4 月 28 日付で別添の写真入り認定証（カード）をお送りしております。こちらは、認定管理栄養士・認定栄養士の存在を社会へ強くアピールしていくために常に携帯していただくものとして発行しております。

今後、認定管理栄養士・認定栄養士の認定者数が増加し、多くの会員に周知されることを目指しておりますので、ご承知おきいただきたく、貴会内においても共有いただきますようお願いいたします。

なお、デザインにつきましては、現在すすめている会員カードの再検討にあわせ仕様変更となる場合がございますことをご了承ください。



The Japan Dietetic Association



会員NO: 0 [redacted] 5

氏名: [redacted] 子



認定管理栄養士  
〈臨床栄養〉

有効期限: 2022/3/31

公益社団法人 日本栄養士会  
東京都港区新橋5-13-5 新橋MCビル6階  
電話03-5425-6555

所属都道府県栄養士会: 公益社団法人 [redacted] 県 栄養士会

〈注意事項〉

本会主催の研修会その他の集会のときは、本会員証を必ず携帯すること。携帯しない場合は、入場できないことがある。

登録事項(現住所、姓、免許等)に変更があった場合には、所属都道府県栄養士会に届け出る。

本会員証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

本会員証を紛失したときは、直ちに所属都道府県栄養士会に届け出る。

本会員証は、会員でなくなった時は無効となる。